

# (案)

## 委託訓練契約書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構埼玉支部埼玉職業能力開発促進センター（以下「甲」という。）の行う職業訓練を委託するに当たり、△△（委託先機関名）（以下「乙」という。）と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める職業訓練の実施及びこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた職業訓練（以下「受託訓練」という。）の実施に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第3条 乙は、受託訓練の内容を変更しようとする場合又は受託訓練を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託訓練の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は、乙に対して第1条に定める業務に必要な経費として、別表に定める委託費を支払うものとする

2 訓練受講者が公共職業安定所長の指示、訓練期間中における就職、自己都合等により中途退所等した場合の当該訓練受講者に係る委託費は、1ヵ月毎に算定し、当該1ヵ月間の訓練が行われた日（以下「訓練日数」という。）が16日以上又は訓練が行われた時間が96時間以上のいずれにも該当しない場合は、訓練をすべき日数（日曜日、国民の祝日その他乙が休日とした日（定期的な休日、お盆・年末年始に係る休日等）を除く。）を分母に、訓練を行った日数を分子にして得た率に、月額単価を乗じて得た額を当該月の支払う額とする（1円未満の端数は切り捨てる。）。

また、訓練日数が16日以上又は訓練が行われた時間が96時間以上であるときは月額単価とする。

ただし、契約期間内において、訓練受講者本人の都合により欠席等があった場合については、原則として減額等の処理は行わないこととする。

3 第1項の委託費は、受託訓練終了後に乙の請求により支払うものとする。

第5条 乙は、甲に対して別表の7に定めるところにより受託訓練の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第6条 乙は、受託訓練の実施に当たり、次に定めるところによるものとする。

- (1) 訓練に関係のない作業に従事させないこと。
- (2) 訓練で作業を行う場合には、安全、衛生、その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いを行うこと。
- (3) 訓練担当者は、職業訓練指導員の免許を有する者、職業能力開発促進法第30条の2の第2項に該当すると認められた者等とすること。
- (4) 訓練担当者は訓練受講者概ね10人につき1人の割合で置くものとする。
- (5) 職業能力の習得には直接結びつかない自動車運転については、訓練受講者に行わせないこと。

第7条 乙は、受託訓練の実施に関して知り得た訓練受講者の個人情報をも、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第8条 乙は、訓練受講者が受託訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 著作権法違反等、この受託訓練の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき
- (3) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託訓練を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき
- (4) この受託訓練を遂行することが困難であると甲が認めたとき

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託訓練の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第10条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第11条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して決定するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲

所在地 埼玉県さいたま市緑区原山2-18-8

組織名 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

埼玉支部分任契約管理者埼玉職業能力開発促進センター所長

氏 名

印

乙

所在地（住所）

商号（組織名）△△（受託機関名）

代表者職名

氏 名

印

別表

- 1 訓練科           △△△△科
- 2 訓練内容       様式3のとおり（安全衛生に関する指導方針及び具体的な指導方法を含む）
- 3 訓練期間       平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
- 4 訓練人員                           〇    人
- 5 委託費           〇〇, 〇〇〇円（税込み）  
（積算内訳）  
    訓練受講者1人当たり月額                           円（税込）× 人=                           円
- 6 訓練実施場所   貴社指定の場所
- 7 職業訓練の実施に伴う業務
  - (1) 訓練受講者の出欠席の管理及び指導
  - (2) 訓練の指導記録の作成
  - (3) 訓練受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導
  - (4) 受講証明書、欠席・遅刻・早退届、添付証明書等の提出
  - (5) 災害発生時の連絡
  - (6) 訓練実施状況の把握及び報告
  - (7) 訓練受講者の能力習得状況の把握及び報告
  - (8) その他甲が必要と認める事項

## 別記

### 個人情報取扱注意事項

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないよう対処しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

第3 乙は、この契約により取扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損等の防止に必要な安全管理措置を講じなければならない。

第4 乙は、この契約により取扱う個人情報の管理責任者を定めて書面により、甲に通知しなければならない。

2 管理責任者は常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。

第5 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の役員・従業員（以下「使用者」という。）を管理責任者の監督の下で従事させるものとする。

2 乙は、使用者に対して、第2の秘密保持について徹底して指導しなければならない。

3 乙は、使用者の退任、退職後の行為も含めて責任を負わなければならない。

第6 乙は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲が書面により承諾した場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書きにより再委託をする場合は、再委託先に対して、個人情報保護に関する法令等を遵守させることとし、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、乙の責任において対処するものとする。

第7 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、この契約による業務以外の目的で複写し、又は複製をしてはならない。

第8 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

第9 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（複写、複製したものを含む。）を、業務完了後すみやかに甲に返還又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

第10 甲は、定期的又は必要と認めたとき、乙の事業所に立ち入り、個人情報保護に関する監査又は乙に対して報告を求めることができる。

第11 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第12 甲は、乙が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。損害賠償の額は、甲と乙と協議の上、別に定める。